別記様式第五（表面）中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に、「6か月」を「6月」に改め、「又は決定」を削り、同様式（裏面）中「禁錮」を「禁錮」に改める。

別記様式第六（表面）中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に、「6か月」を「6月」に改め、「又は決定」を削り、同様式（裏面）中「禁錮」を「禁錮」に、「6か月」を「6月」に改める。

別記様式第七（表面）中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に、「6か月」を「6月」に改め、「又は決定」を削り、同様式（裏面）中「禁錮」を「禁錮」に、「6か月」を「6月」に改める。

別記様式第八（表面）中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に、「6か月」を「6月」に改め、「又は決定」を削る。

別記様式第九を削る。

別記様式第十（表面）中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に、「6か月」を「6月」に改め、「又は決定」を削り、同様式を別記様式第九とする。

別記様式第十一を削る。

別記様式第十二（表面）中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に、「6か月」を「6月」に改め、「又は決定」を削り、同様式を別記様式第十とする。

別記様式第十三を削る。

別記様式第十四（表面）中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に、「6か月」を「6月」に改め、「又は決定」を削り、同様式を別記様式第十一とする。

別記様式第十五を別記様式第十二とする。

別記様式第十六（表面）中「6か月」を「6月」に改め、同様式を別記様式第十三とする。

別記様式第十七を削る。

別記様式第十八（表面）中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に、「6か月」を「6月」に改め、「又は決定」を削り、同様式を別記様式第十四とする。

別記様式第十九を削る。

別記様式第二十（表面）中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3月」に、「6か月」を「6月」に改め、「又は決定」を削り、同様式を別記様式第十五とする。

別記様式第二十一を別記様式第十六とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この省令の施行前にされた行政庁の処分又はこの省令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

○防衛省令第十二号

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十六号）の施行に伴い、及び防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第二百十四条第三項の規定に基づき、防衛装備庁施設等機関組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　防衛大臣　中谷　元

防衛装備庁施設等機関組織規則の一部を改正する省令

防衛装備庁施設等機関組織規則（平成二十七年防衛省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「第四条第十三号」を「第四条第一項第十三号」に改める。

附　則

この省令は、内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一―四五（人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年三月三十一日　　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―四五―二

人事院規則一―四五（人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―四五（人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例）の一部を次のように改正する。

第二条中「第五十四条」の下に「又は規則一一―一〇（職員の降給）第七条」を加える。

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年三月三十一日　　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一六―〇―六四

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項の表第一号ロ中「〇・八六」を「〇・八八」に改め、同表第三号ロ中「〇・九一（第一級又は第二級」を「〇・九二（第一級」に、「〇・九〇」を「〇・九一」に改める。

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年三月三十一日　　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一六―三―四四

人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「小学校」の下に「、義務教育学校の前期課程」を加え、同条第二号中「中学校」の下に「、義務教育学校の後期課程」を加え、「一万六千円」を「一万七千円」に改める。

第十九条の四中「九百七十五万円」を「九百十五万円」に改める。

第十九条の五中「千百三十万円」を「千五十五万円」に改める。

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年三月三十一日　　人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一六―四―二六

人事院規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―四（補償及び福祉事業の実施）の一部を次のように改正する。

第一条第四項第二号中「、区長」の下に「又は総合区長」を加える。

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。